

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本少第336号  
令和4年3月30日  
宮城県警察本部長

宮城県警察少年事件特別捜査隊運営要綱の一部改正について（通達）

宮城県警察少年事件特別捜査隊については、「宮城県警察少年事件特別捜査隊運営要綱の制定について（通達）」（平成11年3月8日付け宮本少第79号）に基づき運営しているところであるが、この度、宮城県警察少年事件特別捜査隊運営要綱の一部を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 応援の要請及び派遣に係る規定を見直した。
- (2) 備付け簿冊に係る規定を削除した。
- (3) 様式を削除した。
- (4) 文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和4年4月1日

別添

## 宮城県警察少年事件特別捜査隊運営要綱

### 1 目的

この要綱は、宮城県警察少年事件特別捜査隊（以下「少年特捜隊」という。）の任務、活動等について必要事項を定め、もってその適正な運営を図ることを目的とする。

### 2 任務

少年特捜隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少年による重大凶悪な事件又は非行集団等による複雑な事件の捜査に関すること。
- (2) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 少年に対する暴力団の関与又は影響が及んでいる事案に関すること。
- (4) 生活安全部長が特に命じた事項の捜査（以下「特命捜査」という。）に関すること。

### 3 体制

少年特捜隊は、隊長及び隊員をもって編成する。

### 4 活動区域

少年特捜隊の活動区域は、県下全域とする。

### 5 運用

- (1) 生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）は、少年特捜隊を指揮及び運用するものとする。
- (2) 少年課長は、少年特捜隊に対し、情報収集、内偵等の捜査活動を行わせるものとする。
- (3) 少年特捜隊は、情報収集、内偵捜査等について警察署と緊密な連携を保ち、相互に協力するものとする。

### 6 応援の要請及び派遣

- (1) 所属長は、少年特捜隊の応援を必要とする場合には、事件の概要、応援を必要とする理由、人員、期間等を明らかにして、少年課長に要請するものとする。
- (2) 応援要請を受理した少年課長は、派遣の必要があると認めるときは、少年特捜隊の隊員を派遣するものとする。

### 7 指揮

- (1) 派遣された少年特捜隊の指揮は、捜査本部を設置した事件については当該捜査本部の本部長が、その他の事件については当該警察署長が行うものとする。
- (2) 特命捜査の指揮は、生活安全部長又は生活安全部長の命を受けた少年課長が行うものとする。

### 8 事件の引継ぎ

少年課長は、少年特捜隊が捜査した事件について、関係記録を証拠資料とともに

所轄警察署長に引き継ぐものとする。

## 9 隊員の責務

少年特捜隊の隊員は、職責を自覚し、規律を厳守して、次の事項に留意すること。

- (1) 少年の健全育成の精神を堅持すること。
- (2) 少年事件捜査の特性を踏まえ、警察署の捜査員と連携し、法令を遵守して適正捜査を推進すること。
- (3) 社会・経済情勢の変化に的確に対応する知識及び技能の習得に努めること。

## 10 報告

- (1) 少年特捜隊の勤務状況については、事件捜査の進捗状況等を踏まえ、適宜、少年課長に報告すること。
- (2) 特命捜査に従事する少年特捜隊の隊員は、その捜査状況を捜査報告書等により生活安全部長及び少年課長に報告すること。

## 11 細目事項

この要綱に定めるもののほか、少年特捜隊の運営に関し必要な事項は、少年課長が定めるものとする。